

緊急通報システムの目的

- ・緊急通報システムは、ひとりぐらしの高齢者や身体障がいをお持ちの方が、急病や事故などの突発的な事態に陥った場合、緊急通報機器を利用し、緊急通報協力員や地域の協力体制により、迅速な救援体制を確保するシステムです。
- ・このシステムの基本的な考え方は、緊急時の救援を第一の目的として、これに緊急通報協力員を始めとする、地域の方々の協力により、地域福祉のネットワークをつくり、高齢者の方が生まれ育った地域で安心して生活していただこうと願うものです。

システムを利用するにあたって

1・対象者

- ・在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし
- ・在宅のひとりぐらしの重度身体障がい者

2・必要書類

- ・利用申請書、利用確約書、その他必要書類を提出していただきます。



3・協力員

- ・利用申請書には、いざという時、すぐに駆けつけてくださる協力員を3名記入していただくことになっていますが、難しい場合は、市町村の福祉担当課に相談してください。



合鍵の保管

いざという時、利用者宅に鍵がかかっていると、迅速な救援が困難です。あらかじめ協力員のどなたかに鍵の保管をお願いしてください。

●救援のため、やむを得ずドアや窓を壊さなければなりません場合があります。あらかじめご了承ください。

緊急通報システムの使用法

緊急事態が発生した場合

1. 緊急事態が発生し、救援が必要なときは、非常ボタンまたはペンダントスイッチを押してください。緊急事態を自動的に管制センターへ通報します。
2. 受信センターからの呼びかけに返事ができるときは、機器に向かってお話しください。
3. 協力員がすぐに駆けつけ、状況に応じて消防署・警察署などに救援を要請し、救援活動が開始されます。



外泊や入院をする場合

同和警備株

TEL 022-222-5455

または、柴田町役場 福祉課

TEL 0224-55-2159

へ必ず連絡をお願いします。



使用上の注意

1. ペンダントの電波が届くのは、受信機から 50m くらいのところです。外出先では使えません。
2. ペンダントをかけたまま、入浴しないでください。
3. 通報機器は常に電気が必要です。コンセントは抜かないでください。
4. 長時間（約 5 時間）コンセントを抜いておくと通報できなくなります。
5. センサー設置箇所は 1 日 1 回以上往来してください。

電源切れ通報の場合

1. 停電していないか。
2. コンセントは抜けていないか。
3. ブレーカーを落としていないか。

※電源が入ると管制センターへ自動的に通報が入ります。

【ペンダントの電池】

年に 1 度、同和警備が直接点検に来る際に電池が少なければ交換いたします。

緊急通報協力員の役割

～ひとりぐらしの高齢者等の心の支えになって、明るい地域づくりのお手伝い～

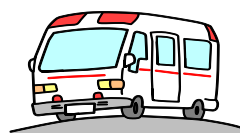
1

緊急通報受信センターから、安否の確認の要請があった場合は、急いで駆けつけてください。鍵を預かっている場合は、忘れずにお持ちください。また、利用者宅までの所要時間をお知らせください。



2

様態を確認し、必要な場合は、消防署、警察署などに通報してください。



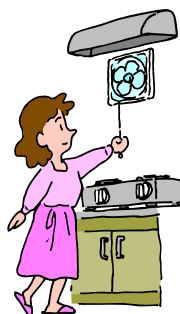
3

万一、鍵がなくてドア、窓などを壊さないと入室できない場合は、できるだけ、家主、管理人、警察官などの立会いを求めてください。なお、この場合破損を生じても緊急通報協力員の責任を問わない約束になっています。



4

利用者が入院等のため、留守になる場合は火元を点検し、戸締まりをお願いします。



5

緊急通報受信センターからの要請による安否の確認結果は、市町村福祉担当課に報告をお願いします。異常がなかった場合でも報告願います。

機器の取付等の立会い

新たな機器の取付け、通報テスト等の場合、緊急通報協力員に立ち会っていただきますので、ご協力ください。なお、この機器は、電気が必要です。利用者の家に立ち寄った時は、コンセン트가はずれていないか確認をお願いします。

秘密の保持

利用者と緊急通報協力員の信頼関係を保つため、利用者のプライバシーに配慮をお願いします。

鍵の保管

利用者宅の鍵の保管を依頼される場合があります。これは、いざという時に入室するためのものです。保管をお願いします。

【安否確認の要請は・・・】

同和警備㈱ TEL 022-222-5455 から連絡が入ります。確認・結果報告についても上記まで連絡ください（管制センターあて）

【利用者が外泊や入院するとの連絡を受けた場合は・・・】

同和警備㈱ TEL 022-222-5455
福祉課 長寿介護班 TEL 0224-55-2159
のいずれかにご連絡ください。



緊急通報システム協力員Q&A

① Q：協力員とは・・・

A：緊急時に安否確認の要請があった場合、利用者宅へすぐ駆けつけてくださる方です。

利用者1名につき3名の協力員登録が必要です。基本的には近隣の方・親族の方・地区の民生委員に登録いただきます。

② Q：協力員が不在の場合は・・・

A：安否確認を要する場合、協力員へ同和警備㈱の管制センターから連絡が入ります。

3名の協力員が不在の場合は、直接救援機関（市町村・消防・警察・医療機関）へ出向要請になります。

③ Q：緊急時以外での協力員の役割は・・・

A：協力員の方には緊急時以外でも確認出向していただくことがあります（例えば、停電・コンセンタの確認、停止ボタンの確認、センサー不動時の確認など・・・同和警備㈱管制センターから確認要請の連絡が入ります）。また、利用者宅の鍵の管理をお願いする場合があります。

④ Q：協力員の住所範囲は・・・

A：協力員は事業の性質上、できる限り近隣にお住まいですと大変助かります。万一の緊急時にもいち早く対応が可能になります。今後も近隣住民のご協力をいただくことが利用者の支援と地域福祉のネットワーク構築のために望まれます。

⑤ Q：協力員の携帯電話での登録は・・・

A：携帯電話は電源切れや電波が届かないため、連絡がつかないことが考えられます。また、つながったとしても利用者宅の近隣にいるとは限らないので、できるだけ固定電話の登録をお願いしております。固定電話の場合、状況によっては登録している方以外に家族の方にも利用者宅へ出向していただく場合があります。

⑥ Q：協力員が救急車を呼ぶまで時間がかかる・・・

A：緊急通報受信時、利用者本人から救急車の出動要請があれば管制センターから直接消防へ手配をします。

